

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	平成25年度第1回武蔵村山市都市計画審議会
開 催 日 時	平成25年9月27日(金) 午後2時00分～午後3時15分
開 催 場 所	市役所3階301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：比留間会長、高山委員、米原委員、堀江委員、細岡委員、石川委員(代理出席)、木村委員、鈴木委員、波多野委員、田代委員、竹原委員、濱浦委員、沖野委員 欠席者：谷本委員、伊藤委員 事務局：新谷都市整備部長、指田都市計画課長、加藤計画グループ主査、野口計画グループ主事、森計画グループ技師
議 題	議題 1 武蔵村山市まちづくり基本方針(都市計画マスタープラン)の改定について
報 告 事 項	その他 (1)武蔵村山市まちづくり条例について (2)新青梅街道沿道地区まちづくり計画について (3)村山工場跡地地区地区計画について (4)湖南処理場及び都営村山団地の地区計画について
結 論	議題1について：諮問のとおり決定することを適当と認める。
審 議 経 過 (発言者) ◎印=会長 ○印=委員 ●印=事務局	議題1：武蔵村山市まちづくり基本方針(都市計画マスタープラン)の改定について ● 資料1、2に基づき議題1について説明。＜説明省略＞ 【質疑】 ○ 多摩開墾について、みどりの核から外した経緯を教えてください。 ● 多摩開墾について、みどりの保全を行うという表現に変わりはない。しかし、第四次長期総合計画において、多摩開墾の範囲がみどりの核から外れているため、上位計画である当該計画との整合を図り、本改定において指定を外したものである。 ○ まちづくり基本方針の改定の背景には、『法改正などの社会情勢の変化等があった』とのことだが、今後、目標年次までに都市計画法等の改正がされた場合、まちづくり基本方針の改定を行う予定なのか。 ● まちづくり基本方針への反映が必要な法改正等があった場合、改定を行うことになるが、基本的には平成35年の目標年次において、全面改定を行う予定である。 ○ 生産緑地について、平成34年度には平成4年度に指定されたものの買取申出が一斉に提出され、農地が大幅に減少する可能性がある。このことについて、まちづくり基本方針での対応や都市計画審議会へどのような提案がされるのか、教えてください。 ● 市としても、危惧しているところである。買取申出が可能と

なった場合でも、できる限り生産緑地として継続的に管理してもらいたいと考えている。また、生産緑地の減少を防ぐ策として、平成15年度から毎年度、追加指定の受付を行っており、今後も生産緑地を含めたみどりの保全に努めたいと考えている。

○ 多摩開墾について、大規模農地ゾーンとは、具体的に何を指すのか。

● 資料2の29ページをご覧いただきたい。大規模農地ゾーンとは、貴重なまとまりのある農地として、農業環境の維持、保全に努めるべきゾーンである。

○ 年々農業従事者が減少している状況で、多摩開墾を保全していくことは可能なのか。

○ 多摩開墾は、約56ヘクタールの面積を有する貴重な大規模農地であるが、高齢化や、後継者の不足などを理由に、6割以上の農業従事者が将来に不安を抱えている。営農に当たっては、道路整備（市では簡易舗装を行っている）、水道、電気等の基盤整備が進んでいないことなどの課題がある。農業委員会としては、東京都農業会議でこれらの課題について質疑を行い、東京都は正式な要請があれば検討するとの回答があった。このことを受け、近隣市町の農業委員会と連携し、多摩開墾の視察を行うなど、東京都に対する具体的な要請のための準備を進めている。

貴重な大規模農地として保全をしていくためには、農業従事者の意識はもちろんのこと、基盤整備など行政の協力も不可欠である。

市は、大規模農地ゾーンとしての位置付けを踏まえた上で、課題の解決に向けて先導的な役割を果たし、多摩開墾の保全に努めてほしい。

◎ 委員全員の賛成により、議題「武蔵村山市まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）の改定」については、事務局案のとおり決定とする。

【事務局報告要旨】

(1)武蔵村山市まちづくり条例について

● 本条例については、平成23年10月5日に公布され、平成24年4月1日より施行された。施行後は、「まちづくり審議会」の開催等を実施しており、本条例の第42条から44条までの青梅街道以北の区域で建築行為等を行う際に、建築物の色彩や敷地内の緑化に配慮するとともに届出を義務付ける狭山丘陵の保全のための規定について、運用指針となる「狭山丘陵景観重点地区ガイドライン」を策定し、平成25年10月4日に施行予定として準備を進めている。

(2)新青梅街道沿道地区まちづくり計画について

● 新青梅街道拡幅整備事業を踏まえ、市としても沿道の良好なまちづくりを推進するため、まちづくり条例に基づき、沿道地区住

民等で構成される「新青梅街道沿道地区まちづくり協議会」を昨年度に設置した。今年度中に新青梅街道沿道地区まちづくり計画を策定し、来年度以降、沿道の用途地域の変更及び地区計画の策定に伴う都市計画の決定について、事業区間ごとに順次行う予定であり、その際には本審議会に付議する。

(3)村山工場跡地地区地区計画について

- 日産村山工場跡地の地区計画変更の原案の概要について、参考資料に基づき説明。＜説明省略＞

現在、当該原案について、9月18日から10月8日までの3週間、都市計画法第16条に規定する原案の縦覧を実施している。縦覧の終了後、都市計画法に基づく東京都への協議を行い、11月下旬から都市計画法第17条の縦覧を行う予定である。その結果を踏まえ、12月下旬に本審議会へ諮問し、来年の1月初旬に決定告示を行う予定である。

(4)湖南処理場及び都営村山団地の地区計画について

- 湖南処理場及び都営村山団地については、良好な市街地空間の形成を図るため、地区計画の策定に向けて関係機関と協議を進めている。両地区とも地区計画の策定期間は来年度以降を予定しており、内容がまとまり次第本審議会に付議する予定である。

【質疑】

(3)村山工場跡地地区地区計画について

- E2地区とE3地区の合計面積は、立川市を除いて約3.8ヘクタールなのか。
- 立川市を含んで約3.8ヘクタールである。
- E2、E3地区の土地利用について教えてほしい。
- E2地区については、公益上必要な施設を建てることを想定しており、E3地区については、防災機能をはじめとした公的機能として、公園等を想定している。
- B地区について、病院の敷地を拡張する希望があるとのことであるが、どの程度の規模なのか。また、B地区の東、西側のどちらなのか。
- 病院の拡張区域は、B地区の東側を予定している。公園の削除面積は約2,000㎡と記憶している。詳細については今後病院との協議の中で調整し、決定する。

- 以上で平成25年度第1回武蔵村山市都市計画審議会を閉会とする。

以上

<p>会議の公開・ 非公開の別</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/>公開 <input type="checkbox"/>一部公開 <input type="checkbox"/>非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 () </p> <p style="text-align: right;">傍聴者： <u> 0 </u> 人</p>
-------------------------	---

<p>会議録の開示・ 非開示の別</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/>開示 <input type="checkbox"/>一部開示(根拠法令等：) <input type="checkbox"/>非開示(根拠法令等：) </p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>都市整備部 都市計画課 (内線：274)</p>
--------------	-----------------------------